

和気町創業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、雇用の拡大と地域経済の活性化に資するため、町内で起業する創業塾等を受講した新規創業者に対し、予算の範囲内において和気町創業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、和気町補助金等交付規則（平成18年和気町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業支援等事業計画 町が産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の規定に基づき認定を受けた計画
- (2) 特定創業支援等事業 創業支援等事業計画の中で特定創業支援等事業として認定を受けた事業
- (3) 創業塾 町又は町内の商工会が開催する、特定創業支援等事業として認定を受けた創業支援講座

(交付対象者)

第3条 奨励金交付対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 創業塾の修了者で特定創業支援等事業を受けたことの証明を受けた者
- (2) 町内において開業した者
- (3) 町税を完納している者
- (4) 次のいずれにも該当しない者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種で創業する者

イ 和気町暴力団排除条例（平成23年和気町条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団の統制下にある者又は第3号の規定に該当する者

ウ 公序良俗を害するおそれがある者

エ 事業の承継に係る創業を行う者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の支給額は、10万円とし、交付は同一の対象者について1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所得税法第229条（昭和40年法律第33号）に基づく開業届出日又は法人設立登

記日から1年以内に、別に定める和気町創業奨励金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を和気町創業奨励金交付決定通知書（様式第2号）又は和気町創業奨励金申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

（奨励金の交付）

第8条 奨励金の交付決定を受けた者は、和気町創業奨励金交付請求書（様式第4号）により町長に対し奨励金の支払いを請求するものとする。

2 町長は前項の請求書の提出があったときは、速やかに請求者に奨励金を支払わなければならない。

3 奨励金の額の確定に当たっては、第5条に規定する書類の提出をもって、規則第16条の規定による実績報告がなされたものとみなす。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、給付対象事業者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、直ちに当該奨励金を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日以降に開業した交付対象者から適用する。

<様式 略>